

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 平成 30 年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外はありません。
- 基準期間である平成 28 年分の課税売上高は、19,951,456 円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（22 ページ参照）で行っています。
- 平成 30 年分の所得税の決算額と特記事項は以下のとおりです。
 - ・ 損益計算書の売上（収入）金額は、24,411,290 円です。
この売上金額には、課税取引にならないビール券の売上高 350,000 円が含まれています。
 - ・ 平成 30 年 10 月に配達用の車両を、310,000 円で売却しました。
 - ・ 売上げに係る返品、値引きなどの金額がありますが、それらの金額は売上金額から直接減額する方法で経理処理しています。
- 平成 29 年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しています。

step.1 課税売上高の合計を計算する

課税期間（平成30年1月1日～12月31日）における、課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。計算には、課税売上高計算表〔表イ〕（23ページ）を使用します。

step.1-1

平成 30 年分の青色申告決算書等から、事業所得（営業等）に係る売上（収入）金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表イ ①～③欄を使用します。

step.1-2

step.1-1 と同様に、事業所得（農業）に係る収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表イ ④～⑥欄を使用します。

step.1-3

step.1-1 と同様に、不動産所得についての収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表イ ⑦～⑨欄を使用します。

step.1-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表イ ⑩～⑫欄を使用します。

step.1-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表イ ⑬～⑮欄を使用します。

step.1-6

step.1-1 から 1-5 で計算した、差引課税売上高の合計額を計算します。

➡表イ ⑯欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：step.1-1

ビール券の売上げは非課税取引ですので、課税売上げになりません。

差引課税売上高は、

$$\begin{array}{l} \text{売上金額} \quad 24,411,290 \text{ 円} - \text{ビール券の売上高} \quad 350,000 \text{ 円} \\ = 24,061,290 \text{ 円} \end{array}$$

と求められます。

設例 甲野商店の場合：step.1-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、

$$\begin{array}{l} \text{譲渡所得の収入} \quad 310,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 310,000 \text{ 円} \end{array}$$

と求められます。

設例 甲野商店の場合：step.1-6

課税売上高の合計額は、

$$\begin{array}{l} \text{事業所得の収入} \quad 24,061,290 \text{ 円} + \text{譲渡所得の収入} \quad 310,000 \text{ 円} \\ = 24,371,290 \text{ 円} \end{array}$$

と求められます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.2 課税標準額を計算する（申告書①）

step.2-1

課税売上高の合計（表イ ⑩欄）に 100/108 を掛けます。

$$\text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額}$$

⇒表イ ⑩欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：step.2-1

表イ ⑩欄は、

$$\text{課税売上高 } 24,371,290 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 22,566,009 \text{ 円}$$

と求められます。

step.2-2

step.2-1 の計算結果（表イ ⑩欄）の 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額が、課税標準額です。この金額を申告書①欄に転記します。

設例 甲野商店の場合：step.2-2

22,566,009 円の 1,000 円未満の端数を切り捨て、課税標準額は 22,566,000 円となります。

※ 税抜経理方式によっている場合は、課税売上高の合計額に、課税売上に係る仮受消費税等の金額を加算し、100/108 を掛けて、課税標準額を計算します。

設例 甲野商店の場合：表イ

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

〔表イ〕

課 税 売 上 高 計 算 表				
項 目			金 額	
事業所得に係る課税売上高	営業等	損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	① 24,411,290 円	step.1-1
		①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	② 350,000	
		差引課税売上高（①－②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③ 24,061,290	
	農業	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④ —	step.1-2
		④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤ —	
		差引課税売上高（④－⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥ —	
不動産売上高	課税売上高	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦ —	step.1-3
		⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧ —	
		差引課税売上高（⑦－⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨ —	
所得に係る課税売上高	課税売上高	損益計算書の収入金額	⑩ —	step.1-4
		⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪ —	
		差引課税売上高（⑩－⑪）	⑫ —	
業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	得に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬ 310,000	step.1-5
		⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭ 0	
		差引課税売上高（⑬－⑭）	⑮ 310,000	
課税売上高の合計額（③＋⑥＋⑨＋⑫＋⑮）			⑯ 24,371,290	step.1-6
課税標準額の計算		(⑯欄の金額)	(1 円未満の端数切捨て)	step.2-1
		24,371,290 円 × $\frac{100}{108}$	⑰ 22,566,009	
		税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。		
⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します (1,000 円未満の端数切捨て)。				step.2-2
(注) 一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が 95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑰欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」②欄に記入します。				

step.3 消費税額を計算する（申告書②）

申告書①課税標準額（1,000 円未満切捨て）に、消費税（国税）の税率 6.3% を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を申告書②欄に記入します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

※ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、18 ページ D を参照してください。

設例 甲野商店の場合

消費税額は、

$$\text{課税標準額 } 22,566,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 1,421,658 \text{ 円}$$

と求められます。

step.4 貸倒回収に係る消費税額を計算する（申告書③）

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除しますが、平成 30 年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を申告書③欄に記入します。

$$\text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.3}{108} \% = \text{③貸倒回収に係る消費税額}$$

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなり、その売掛金等を回収した場合は 4/105 となります。

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収については、計算の必要はありません。

step.5 返還等対価に係る税額を計算する（申告書⑤）

課税売上げに対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、その返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を申告書⑤欄に記入します。

$$\text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.3}{108} \% = \text{⑤返還等対価に係る税額}$$

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに対して返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は 4/105 となります。

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等については、計算の必要はありません。

step.6 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

控除対象仕入税額の計算には、控除対象仕入税額の計算表〔付表 5〕（24 ページ）を使用します。

step.6-1

申告書②、③、⑤欄の計算結果を転記します。

→付表 5 ①～③欄にそれぞれ記入します。

step.6-2

付表 5 ④欄で、次のとおり控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算します。

$$\text{①消費税額} + \text{②貸倒回収に係る消費税額} - \text{③返還等対価に係る税額} = \text{④基礎となる消費税額}$$

→付表 5 ①～④欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：step.6-2

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額は、

$$\text{消費税額 } 1,421,658 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 1,421,658 \text{ 円}$$

と求められます。

注意 簡易課税制度は、第 1 種事業から第 6 種事業の各事業の課税売上げに係る消費税額に、みなし仕入率を掛けて、控除する税額を計算する方法です。事業区分は、原則として取引ごとに判定します。
また、返品や値引き、割戻しをした金額がある場合には、事業区分ごとの課税売上高の計算上、これらの金額を差し引いた後の金額が、事業区分ごとの課税売上高になります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

Q. 事業区分について教えてください。

A. 以下のように区分します。また、事業区分の判定の目安となるフローチャートを26ページに掲載しています。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業 購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	第1種	90%
小売業 購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第3種事業になります。	第2種	80%
製造業等 農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。	第3種	70%
その他の事業 第1種事業から第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。 また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第4種事業に該当します。	第4種	60%
サービス業等 金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。	第5種	50%
不動産業 不動産業（第1種事業から第3種事業及び第5種事業に該当する事業を除く）をいいます。	第6種	40%

営む事業が1種類の場合

step.7 控除対象仕入税額を計算する

step.6-2の基礎となる消費税額に、営む事業のみなし仕入率を掛けて、控除対象仕入税額を計算します。この計算結果を申告書④欄に入します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{該当する事業のみなし仕入率} = \text{④控除対象仕入税額}$$

→付表5⑤欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：step.7

物品販売業は第2種事業に、配達用車両の売却による譲渡収入は第4種事業に区分されますので、甲野商店は2種類の事業を営むことになります。

営む事業が2種類以上の場合

step.8 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する

step.8-1

事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税込み）に100/108を掛けて、税抜きの課税売上高を計算します。

$$\text{事業区分ごとの課税売上高（税込み）} \times \frac{100}{108} = \text{事業区分ごとの課税売上高（税抜き）}$$

→付表5⑦～⑫欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：step.8

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）は、次のように求められます。

第2種事業（物品販売業）

$$24,061,290 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 22,278,972 \text{ 円}$$

第4種事業（譲渡収入）

$$310,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 287,037 \text{ 円}$$

事業区分別の合計額は、

$$22,278,972 \text{ 円} + 287,037 \text{ 円} = 22,566,009 \text{ 円}$$

と求められます。

step.8-2

step.8-1の計算結果を合計します。

→付表5⑥欄を使用します。

step.9 事業区分ごとに、その事業が占める売上割合を計算する

step.8-1の計算結果を基に、事業区分ごとの売上割合を計算します。

$$\text{事業区分ごとの課税売上高（税抜き）} \div \text{課税売上高の合計額（税抜き）} \times 100 = \text{事業区分ごとの売上割合}$$

→付表5⑦～⑫欄の売上割合の欄を記入します。

設例 甲野商店の場合：step.9

事業区分ごとの売上割合は、次のように求められます。

第2種事業（物品販売業）

$$22,278,972 \text{ 円} \div 22,566,009 \text{ 円} \times 100 \div 98.7\%$$

第4種事業（譲渡収入）

$$287,037 \text{ 円} \div 22,566,009 \text{ 円} \times 100 \div 1.2\%$$

step.10 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

step.10-1

事業区分ごとの消費税額を計算します。

$$\text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{6.3}{108} = \text{事業区分ごとの消費税額}$$

⇒付表5 ⑭～⑰欄を使用します。

step.10-2

step.10-1 の計算結果を合計します。

⇒付表5 ⑱欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：step.10

事業区分ごとの消費税額は、次のように求められます。

第2種事業（物品販売業）

$$24,061,290 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 1,403,575 \text{ 円}$$

第4種事業（譲渡収入）

$$310,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 18,083 \text{ 円}$$

事業区分ごとの消費税額の合計額は、

$$1,403,575 \text{ 円} + 18,083 \text{ 円} = 1,421,658 \text{ 円}$$

と求められます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.11 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

2種類以上の事業を営む場合は、以下に示す **A** から **D** のいずれかの方法で、控除対象仕入税額を計算します。
なお、**A** から **C** の計算方法のうち、複数の計算方法を用いることができる方は、いずれかの計算方法を選択できます。

注意

次の場合は、この手引きの記載方法とは異なる記載が必要となります。記載方法など、詳細は所轄の税務署にご相談ください。

- 『貸倒回収に係る消費税額』がある場合
- 『売上対価の返還等に係る消費税額』があり、各事業ごとの売上対価の返還等に係る消費税額が、その事業の消費税額を上回る場合

A 原則

$$\begin{array}{ccccccccc} & \text{第1種事業の} & & \text{第2種事業の} & & \text{第3種事業の} & & \text{第4種事業の} & & \text{第5種事業の} & & \text{第6種事業の} \\ & \text{消費税額} & & \text{消費税額} & & \text{消費税額} & & \text{消費税額} & & \text{消費税額} & & \text{消費税額} \\ \text{基礎となる} & \times 90\% & + & \times 80\% & + & \times 70\% & + & \times 60\% & + & \times 50\% & + & \times 40\% \\ \text{消費税額} & & & & & & & & & & & \\ \times & & & & & & & & & & & \\ \text{事業区分別の消費税額の合計額} & & & & & & & & & & & = \text{控除対象仕入税額} \end{array}$$

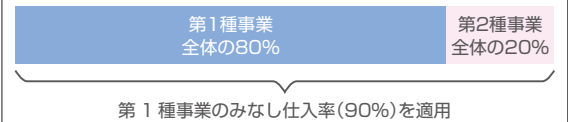
⇒付表5 ㉔欄を使用します。

- B 特例1** 1種類の事業の課税売上高が、全体の75%以上を占める場合
2種類以上の事業を営む事業者で、ある1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合、その事業のみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率} = \text{控除対象仕入税額}$$

⇒付表5 ㉕欄を使用します。

例 第1種事業の課税売上高が全体の80%を占める場合

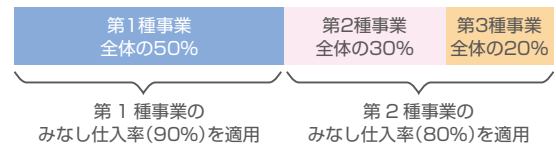


- C 特例2** 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の75%以上を占める場合

3種類以上の事業を営む事業者で、そのうちの2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上を占める場合、その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業の課税売上高には、その事業のみなし仕入率を用います。それ以外の事業には、全体の75%以上を占める2種類の事業のうち、みなし仕入率の低い方の事業のみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。

⇒付表5 ㉖～㉗欄のうち、該当する欄を使用します。

例 第1種・第2種事業の課税売上高の合計が全体の80%を占める場合



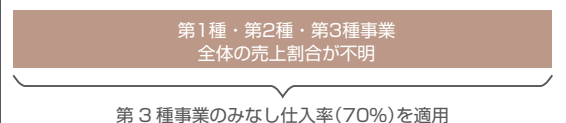
この場合、控除対象仕入税額の計算式は、次のようになります。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \left(\frac{\text{第1種事業の消費税額} \times 90\% + (\text{各事業の消費税額の合計} - \text{第1種事業の消費税額}) \times 80\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

- D 事業の種類ごとに売上げを区分していない場合**

2種類以上の事業を営む事業者で、事業ごとに売上げを区分していない場合、区分していない課税売上高については、その区分していない事業のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。例えば、3種類の事業を営む事業者が、売上げをまったく区分していない場合は、行っている事業のみなし仕入率のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します（例1）。また、区分している事業としない事業が混在する場合は、区分している事業についてはその事業のみなし仕入率を、区分していない事業については、それらの事業のみなし仕入率のうち最も低いみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します（例2）。

例1 第1種・第2種・第3種のいずれも区分していない場合



例2 第1種事業は区分しているが、第2種・第3種事業は区分していない場合



step.13 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算し、計算結果を**申告書⑥欄**に記入します。

$$\text{貸倒れに係る金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{⑥貸倒れに係る税額}$$

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は 4/105 となります。

注意

1. 課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れについては、計算の必要はありません。
2. 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れについては、計算の必要はありません。
3. 消費税における貸倒れの範囲は、所得税における取扱いと同じです。

step.14 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥）を合計し、計算結果を**申告書⑦欄**に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、
1,137,326円 + 0円 + 0円
= 1,137,326円
と求められます。

step.15 差引税額 又は 控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

課税売上げに係る消費税額（申告書②消費税額と③貸倒回収に係る消費税額の合計）が、課税仕入れに係る消費税額（申告書⑦控除税額小計）を上回る場合、納税する必要があります（納税申告）。

差引税額を計算し、100 円未満を切り捨て、**申告書⑨欄**に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③貸倒回収に係る税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

設例 甲野商店の場合

差引税額は、
1,421,658円 + 0円 - 1,137,326円
= 284,332円 → 284,300円
と求められます。

※ 貸倒れ等により、課税仕入れに係る消費税額（申告書⑦控除税額小計）が、課税売上げに係る消費税額（申告書②消費税額と③貸倒回収に係る消費税額の合計）を上回る場合のみ申告書⑧控除不足還付税額の欄を記入します。

※ 差引税額が 48 万円超の場合は、平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付が必要となります。8 ページを参照してください。

step.16 中間納付税額を記入する（平成 30 年分の中間申告を行った方）（申告書⑩）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 30 年の消費税の中間納付税額の合計額を、**申告書⑩欄**に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3 月ごと（年 3 回）又は 1 月ごと（年 11 回）の中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3 回分又は 11 回分）の消費税額を合計して**申告書⑩欄**に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.17 納付税額を計算する（申告書⑪）

申告書⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を**申告書⑪欄**に記入します。

計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書⑪欄は空欄のまま、step.18 に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

設例 甲野商店の場合

納付税額は、
差引税額
(100 円未満切捨て) 284,300円 - 0円 = 284,300円
と求められます。

step.18 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

申告書⑩中間納付税額が、⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を**申告書⑫欄**に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.19 平成 30 年分の課税売上高と、基準期間（平成 28 年分）の課税売上高を記入する（申告書⑮⑯）

step.2-1（表イ ⑰欄）の金額を申告書⑮欄に転記します。なお、輸出等の免税売上げがある場合には、免税売上高を加算し、申告書⑮欄に記載がある場合には、売上げに係る返品、値引き、割り戻しの金額に 100/108 を掛けた金額を差し引いて記載します。平成 30 年分の基準期間は、平成 28 年分です。平成 28 年分の課税売上高を、申告書⑯欄に記入します。

設例 甲野商店の場合：申告書（消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書①欄（9・10 ページ）

$$24,371,290 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 22,566,009 \text{ 円} \rightarrow 22,566,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満切捨て)

申告書②欄（11 ページ）

$$22,566,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 1,421,658 \text{ 円}$$

申告書④欄（11～14 ページ）

$$1,421,658 \text{ 円} \times 80\% = 1,137,326 \text{ 円}$$

申告書⑦欄（15 ページ）

$$1,137,326 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 1,137,326 \text{ 円}$$

申告書⑨欄（15 ページ）

$$1,421,658 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 1,137,326 \text{ 円} = 284,332 \text{ 円}$$

→ 284,300 円 (100 円未満切捨て)

申告書⑪欄（15 ページ）

$$284,300 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 284,300 \text{ 円}$$

申告書⑮欄（10・16 ページ）

表イ⑰欄から転記します。

申告書⑯欄（16 ページ）

平成 28 年分の課税売上高（税抜き）を記入します。
甲野商店の場合は 19,951,456 円です。

この申告書による消費税の税額の計算											
課税標準額	①	十	百	千	十	百	千	十	百	千	十
消費税額	②										
貸倒回収に係る消費税額	③										
控除対象仕入税額	④										
返還等対価に係る税額	⑤										
税貸倒れに係る税額	⑥										
額 控除税額小計	⑦										
控除不足還付税額	⑧										
差引税額	⑨										
中間納付税額	⑩										
納付税額	⑪										
中間納付還付税額	⑫										
この申告書が修正申告である場合	⑬										
既確定税額	⑭										
差引納付税額	⑮										
この課税期間の課税売上高	⑯										
基準期間の課税売上高	⑰										

5

申告書を作成する②

地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.20 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑮又は申告書⑰）

申告書⑨差引税額を申告書⑮欄に転記します。

※ 申告書⑮欄に記入がある場合は、申告書⑧控除不足還付税額を申告書⑰欄に転記します。

step.21 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する（申告書⑳又は申告書㉑）

この確定申告が納税申告となる場合は、申告書⑨差引税額の 17/63 を計算します。計算結果の 100 円未満を切り捨て、申告書㉑欄に記入します。

$$\text{⑨差引税額} \times \frac{17}{63} = \text{㉑納税額}$$

※ 申告書⑰欄に記入がある場合は、申告書⑰控除不足還付税額の 17/63 を計算し、計算結果を申告書㉑欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

納税額は、

$$284,300 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 76,715 \text{ 円} \rightarrow 76,700 \text{ 円}$$

(100 円未満切捨て)

と求められます。

step.22 中間納付譲渡割額（平成 30 年分の中間申告を行った方）（申告書㉑）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 30 年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3 月ごと（年 3 回）又は 1 月ごと（年 11 回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3 回分又は 11 回分）までの地方消費税額を合計して申告書㉑欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.23 納付譲渡割額を計算する（申告書㉒）

申告書㉑納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉒欄に記入します。

差額がマイナス（負の値）となる場合は、申告書㉒欄は空欄のまま、step.24 に進んでください。

$$\text{㉑納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉒納付譲渡割額}$$

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

$$76,700 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 76,700 \text{ 円}$$

と求められます。